

令和5年度

いじめ防止基本方針



諫早市立遠竹小学校

諫早市立遠竹小学校 いじめ防止基本方針

【目指す児童像】

- ◇自ら進んで学習する子ども【知】
- ◇健康で、体を鍛える元気な子ども【徳】
- ◇よく働き、最後までねばり強い子ども【体】
- ◇親切で礼儀正しく、心豊かな子ども【徳】

【いじめ対策委員会基本方針】

本組織は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織であり、具体的には、以下の機能を持ち、児童の豊かな学校生活及び教育活動を支える取組を行うものとする。

【いじめ対策委員会の取組内容】

- ◇いじめ防止等の取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ◇いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ◇いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有を行う役割 → 各学期にアンケートを実施後，個別面談の定期的な実施。
- ◇いじめに組織的な対応をするための中核としての役割。

【構成員】

- ◇校長，教頭，教務主任，生活指導主任，養護教諭及び関係職員
- ◇学校評議員，学校支援会議委員，児童民生委員，外部関係機関（必要に応じて）

【PTAとの連携】

通常のPTA活動の取組目標等に、いじめ対策基本方針を取り入れながら、執行部役員，地域等との情報交換を行う。

【関係機関との連携】

児童の関係改善のために、外部関係機関との連携を必要に応じて積極的に図りながら対応策を実施していく。

【児童会との連携】

児童会の基本的な取組内容について、年度当初の目標にいじめ対策基本方針を取り入れた内容にしながら、運営を計画・実践する。

いじめ問題への取組

《いじめの防止について》

【学校の取組】

- ◇全教育活動を通じて、「いじめは決して許されない」ことを毅然と指導する。
- ◇校内指導体制を確立し、いじめの元を生まない学校づくりに努める。
 - ・人権意識や生命尊重の態度の育成。
 - ・道徳的実践力を培う道徳教育の充実。
 - ・居場所を感じる学校づくりや自己肯定感の育成。
- ◇指導力向上を目指した教職員研修の充実を図る。
- ◇児童会活動を中心とした児童の主体的な取組を支援する。

【家庭の取組】

- ◇思いやりの心を育む温かな人間関係を構築する。
- ◇基本的生活習慣を確立する。
- ◇正義感を育成するための確固たるルールづくりをする。
- ◇PTA活動や子供会活動等へ積極的に参加し、連携を強化する。

《いじめの早期発見について》

【学校の取組】

- ◇子供連絡会や日々の情報交換を基にして、児童に関する情報の収集や共有を積極的に行う。
- ◇必ずメモ(5W1Hを意識)を取り、報告・連絡・相談の徹底を図る。
- ◇定期的なアンケート調査や個人面談を実施し、きめ細かな把握に努める。
- ◇児童や保護者への啓発を継続すると共に、心のケア相談員の活動の充実を図る。
- ◇各関係機関(少年センター・児童相談所・警察・医療機関等)との連携を密にし、情報の収集に努める。

【家庭の取組】

- ◇家族団らんの機会を増やし、日頃から悩みを相談できる雰囲気作りをする。
- ◇各関係機関(少年センター・児童相談所・警察・医療機関等)の活動について、理解を深めておく。

《いじめに対する措置について》

【学校の取組】

- ◇被害児童を守り通すという毅然とした指導体制を確立する。
 - ・いじめの疑いのある行為は直ちに制止させる。
 - ・プライバシーに配慮しながら、事実の正確な把握をするための手立てを講じる。
 - ・組織的なスピード感のある対応をする。(素早く、誠実に、何度でも)
 - ・該当児童及び保護者について、共感的な理解の下、早い段階から関わりを持つ。
- ◇加害児童及び保護者について、毅然とした指導と誠意ある継続的な助言に努める。
- ◇当該学級等の関わりを持つ集団については、継続的にいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような集団作りに努める。

【家庭の取組】

- ◇子のサインを見逃さない。
- ◇子を守る、子に卑怯なことをさせないという揺るぎない教育方針で、学校をはじめとする関係機関と連携を取る。
- ◇広く意見を求め、個人で抱え込まないようにする。

《いじめに対する対応の流れ》

(1) いじめ問題の発見

- ①保護者からの訴え，児童からの訴え，連絡
- ②教師の発見 等

(2) すぐに対応する。(担任，学年主任)

- ①事実関係を把握し，報告する。
(生活指導主任・教務・教頭→校長)
- ②共通理解し，今後の対応について検討する。
(いじめ対策委員会で検討する)
(校長の指導)

(3) 被害児童，加害児童への指導をする。

- 状況によっては，学級全体への指導を進める。
(学級担任，生活指導主任)

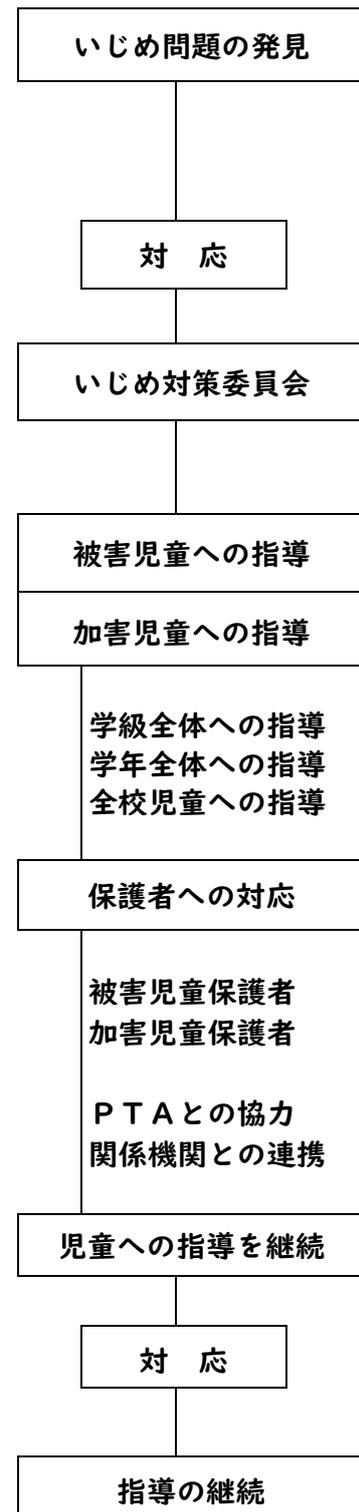
(4) 保護者への対応を行う。

- (担任，生活指導主任，教務，教頭)
- ①被害児童保護者—事実関係とこれまでの指導の経過と今後の対応について説明し，理解と協力を依頼する。
- ②加害児童保護者—事実関係を説明し，今後の対応について理解と協力を依頼する。

(5) 状況によっては，PTA等にも説明し，協力を得る。

(6) 指導を継続する。随時，指導の経過を報告する。

(7) 事態が改善されない場合は，再度対応策を検討し，修正対応をする。



年間指導計画

月	組 織	活 動 予 定
4	いじめ対策委員会・ 学校・PTA	いじめ防止基本方針の確認・周知，保護者面談
5	いじめ対策委員会	こころのアンケート実施
6	学校・関係諸機関	遠竹っ子の心を見つめる教育週間（道徳授業公開）， こころのアンケート実施，児童個人面談・教育相談
7	学校・PTA	児童個人面談・教育相談，保護者面談
8	学校	校内研修
9	学校	職員会議での情報交換会，こころのアンケート実施
10	いじめ対策委員会	活動内容の評価・改善
11	学校	こころのアンケート実施，児童個人面談・教育相談， 人権学習への取組（各学年）
12	学校・PTA	人権集会の開催，こころのアンケート実施
1	学校・関係諸機関	こころのアンケート実施，児童個人面談・教育相談， 学校評価アンケートの実施，
2	いじめ対策委員会	こころのアンケート実施，活動内容の評価・改善

※児童の共通理解を図る『子供連絡会』を定期的に位置付ける。

【 いじめとは 】

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係がある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」から

【具体的ないじめの様態（例）】

- ◇冷やかしかからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。
- ◇仲間外し，集団による無視をされる。
- ◇ぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
- ◇金品をたかられたり，隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりされる。
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
- ◇パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる。